

「十日町市空家等対策計画（案）」に寄せられたパブリックコメントの実施結果について

総務部 防災安全課

十日町市では、「十日町市空家等対策計画」の策定にあたり、令和2年10月12日に計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。貴重なご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの概要

| | |
|---------|---|
| 案件名 | 十日町市空家等対策計画（案） |
| 意見募集の期間 | 令和2年10月12日から令和2年10月26日まで |
| 広報方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報掲載（令和2年10月10日号） ・市ホームページ掲載 ・市防災安全課、各支所企画政策課、各公民館、情報館にて資料配布 |

2 パブリックコメントの実施結果

| | |
|-------------|-------|
| 意見提出者数及び意見数 | 1人 9件 |
| 提出方法 | 郵送 |

3 いただいたご意見の内容（要旨）と市の考え方

| ご意見の要旨 | 市の考え方 |
|---|---|
| P11 下から2行目 空き家バンク制度に注釈を入れてください。 | 計画本文の空き家バンク制度に関する部分（P11とP15）を整理し、文言を一部修正することとします。 |
| P11 最終行 空き家等の流動化とはどんな意味ですか。 P15 タイトル 2利活用・流動の促進 流動の促進とはどんな意味ですか。 | 計画本文の空き家等の流動化に関する部分（P11とP15）を整理し、文言を一部修正することとします。 |
| P14 （2）①3行目 市政事務協力員は市政事務嘱託員の誤りではありませんか。 | 市では、令和2年度より市政事務嘱託員を市政事務協力員という名称に変更したため、本計画でも市政事務協力員で表記します。 |
| P15 （1）①タイトル「空き家バンク事業」の活用促進 「空き家バンク事業」とは何ですか。 | 「空き家バンク事業」を「空き家バンク制度」に変更し、計画本文の空き家バンク制度に関する部分（P15）を整理し、文言を一部修正することとします。 |

| | |
|---|--|
| <p>P15 最終行 適切な対応を実施します。とありますが、適切な対応とは何ですか。</p> | <p>適切な対応とは、個々の案件によって異なります。空き家の状況に合わせて「空家等対策の推進に関する法律」をはじめ「十日町市空家等の適切な管理に関する条例」及び本計画に沿って対応を実施するものです。</p> |
| <p>P17 下から2行目 モラルハザードとは何ですか。</p> | <p>モラルハザードとは、倫理観や道徳的節度の欠如を意味します。 具体的には、所有者が空き家の管理等を自ら実施することなく、安易に行政へ対応を求めるなどを意味します。</p> |
| <p>P13～ 第5章全般 すでに空き家が問題になっているのであれば、管理不全への対応が優先ではないでしょうか。次に利活用、今後のために予防措置の順ではありませんか。</p> | <p>今後も空き家数の増加傾向は続くと考えており、空き家の問題の解決を図るには、個々の案件ごとに必要な対応は変わってきます。 管理不全への対応、利活用、予防措置などの対応に優先度をつけることなく、市では、これら全ての視点から対策を進める必要があると考えています。</p> |
| <p>表紙 写真は不要ではありませんか。また、サブタイトル～選ばれて 住み継がれるまち とおかまち～とこの計画はどのような関係があるのでしょうか。</p> | <p>このサブタイトルは、本計画の上位計画である第二次十日町市総合計画で位置づける「十日町市が目指すまちの姿」です。市はこの目標を達成するために重要となる様々な施策に取り組んでおり、空き家対策もその中のひとつと考えています。 この写真は、田園とそこに点在する居住地から構成される、十日町市の美しい里山の風景であり、本計画に沿って空き家対策を着実に進め、この美しい本市の風景を次の世代へ継ぐという思いを込めています</p> |

4 結果公表場所

市ホームページ、防災安全課、各支所地域振興課、各公民館、情報館